

令和5年度水質検査計画



大薮浄水場

島本町上下水道部

目 次

1	基本方針	1
2	島本町水道事業及び大沢特設水道の概要	1
3	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	3
4	水質検査地点、検査項目及び検査頻度	3
5	臨時の水質検査に関する事項	9
6	水質検査方法および実施機関	9
7	水質検査計画及び検査結果の公表方法	12
8	水質検査の精度と信頼性の確保	12
9	関係者との連携	12

1 基本方針

島本町上下水道部では、お客さまへ安全で安心な水道水をご家庭にお届けすることを基本方針とし、以下のとおり水質検査を実施します。

(1)採水地点

水道法にて検査が義務付けられている各配水系統の給水栓と浄水場の水質管理のための原水及び浄水とします。

(2)検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び毎日検査項目、また水質管理上検査をすることが望ましい水質管理目標設定項目及びその他の水質検査項目とします。

(3)検査頻度

水道法及び島本町の過去の検査結果に基づき、適正な検査頻度を設定します。

2 島本町水道事業及び大沢特設水道の概要

島本町では、深井戸（7ヶ所）の地下水を水源とし処理した浄水と大阪広域水道企業団から受水した浄水を混合し、大藪浄水場から町内に給水する島本町水道事業と善峰川の表流水を水源とし大沢地区のみを給水する大沢特設水道によりお客さまに水道水を供給しています。

(1)給水状況（表1、表2）

表1 島本町水道事業の給水状況

給水人口	31,857人（令和4年3月末現在）
普及率	100.0%
給水戸数	13,997戸
年間給水量	3,329,547 m ³
自己水源による給水量	3,001,487 m ³
大阪広域水道企業団からの受水量	328,060 m ³
一日最大給水量	9,796 m ³ （令和3年6月8日）
一日平均給水量	9,122 m ³
一人一日平均給水量	286 L

表2 大沢特設水道の給水状況

給水人口	9人（令和4年3月末現在）
普及率	100.0%
給水戸数	5戸
年間給水量	1,533 m ³
一日最大給水量	8 m ³ （令和3年6月8日）
一日平均給水量	4 m ³
一人一日平均給水量	444 L

(2) 浄水場の浄水方法 (図1、図2)

大藪浄水場	
所在地	広瀬三丁目 12 番 10 号
水源	深井戸 7ヶ所
浄水処理能力	12,000 m ³ /日

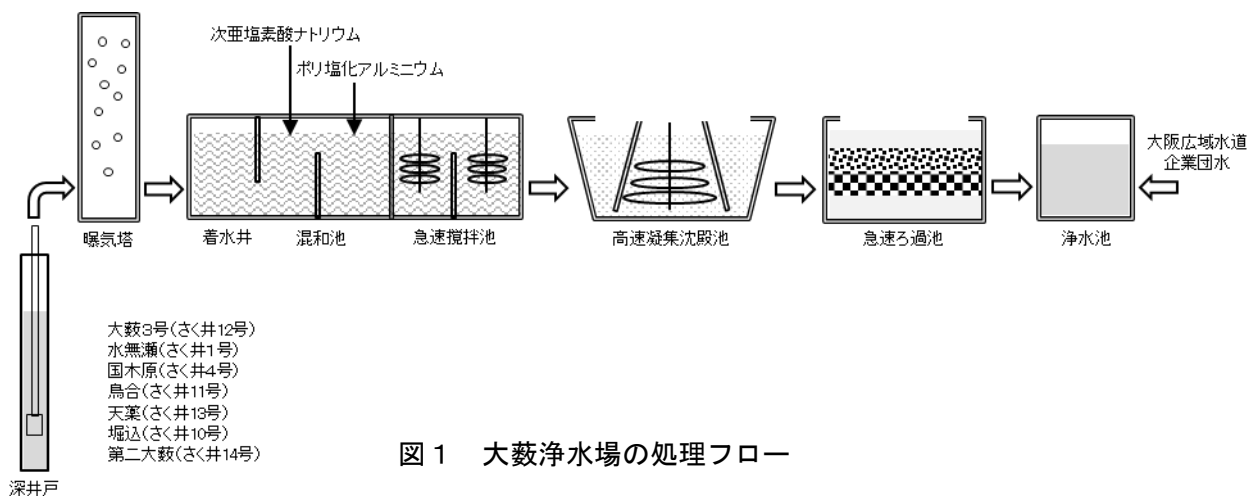



図1 大藪浄水場の処理フロー

大沢特設水道浄水場	
所在地	大字大沢 253-1
水源	表流水 (善峰川)
浄水処理能力	50 m ³ /日

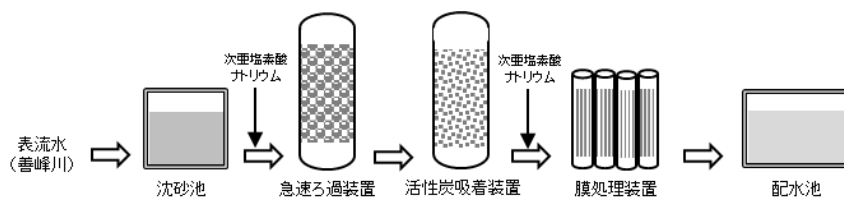


図2 大沢特設水道浄水場の処理フロー

3 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 原水の水質

大藪浄水場の原水は、地下水を水源としているため水質は安定していますが、国木原さく井では、自然由来における地質によるヒ素、天薬さく井と堀込さく井からは、鉄、マンガンが比較的高く検出されています。また、鳥合さく井では、野生動物が由来と考えられる耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の指標菌が過去に検出されています。

大沢特設水道浄水場の原水は、汚染源となる工場や下水処理場などの施設は周辺に存在せず、降雨時の一時的な濁りを除けば比較的良好な水質ですが、野生動物が由来と考えられる耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の指標菌が過去に検出されています。

(2) 大阪広域水道企業団受水の水質

水道用水供給事業の大阪広域水道企業団からの受水は、村野浄水場から全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水質基準項目について基準値を満足しています。

(3) 水道水の水質

これまでの水質検査結果から安全で良質な水道水です。

4 水質検査地点、検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点（図3）

水道法第20条第1項（水道法施行規則第15条）の規定により行う水質検査地点は、給水栓を原則とし、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

ア 毎日検査

1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果の確認（遊離残留塩素）の検査は、自動水質監視装置（水質モニター）により、大藪浄水場の配水系統で4地点、大沢特設水道浄水場の配水系統で1地点を選定し連続監視を行っています。

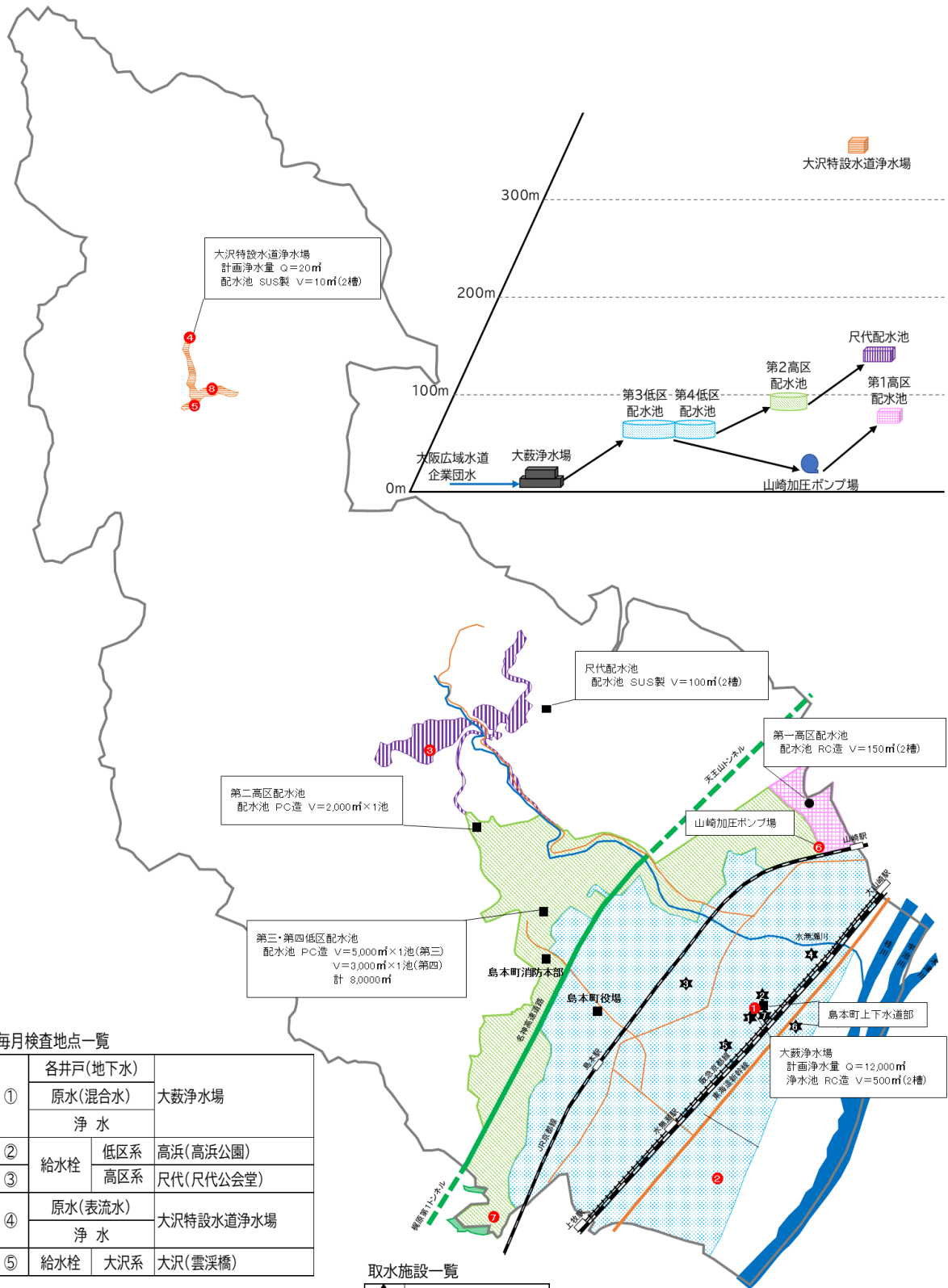
イ 毎月検査

① 給水栓

大藪浄水場の配水系統で2地点、大沢特設水道浄水場の配水系統で1地点を選定し、水質基準項目等の検査を行います。

② 原水及び浄水

大藪浄水場の原水（混合水）、各井戸水及び浄水と大沢特設水道浄水場の原水及び浄水について、水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他の水質検査項目の検査を行います。



毎月検査地点一覧

①	各井戸(地下水)	大蔵浄水場	
	原水(混合水)		
②	給水栓	低区系	高浜(高浜公園)
		高区系	尺代(尺代会堂)
④	原水(表流水)	大沢特設水道浄水場	
	浄水		
⑤	給水栓	大沢系	大沢(雲溪橋)

毎日検査(水質モニター設置)地点一覧

①	給水栓	大蔵浄水場	
②		低区系	高浜(高浜公園)
⑥		山崎加圧ポンプ場	
⑦		高区系	桜井(向陽ヶ丘)
⑧	大沢系	大沢(早尾神社)	

取水施設一覧

★	大蔵3号さく井
★	水無瀬さく井
★	国木原さく井
★	鳥合さく井
★	天薬さく井
★	掘込さく井
★	第二大蔵さく井

図3 検査地点

(2)検査項目及び検査頻度(表3、表4、表5、表6)

表3 水質基準項目及び検査頻度(給水栓)

No.	項目	基準値	法令に基づく検査回数	検査頻度(回/年)				
				大藪浄水場系		大沢特設水道浄水場系		
				過去3年間の最大値*1	給水栓②③	過去3年間の最大値*1	給水栓⑤	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	1	12	1	12	
基02	大腸菌	検出されないこと	年12回	検出せず	12	検出せず	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回*2	<0.0003	1*2	<0.0003	1*2	
基04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		<0.00005	1*2	<0.00005	1*2	
基05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		<0.001	1*2	<0.001	1*2	
基06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		<0.001	1*2	<0.001	1*2	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		0.002	4	<0.001	1*2	
基08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		<0.002	1*2	<0.005	1*2	
基09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		<0.004	1*2	<0.004	1*2	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		年4回	<0.001	4	<0.001	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			1.2	12*4	1.2	12*4
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	年4回*2	0.10	4	<0.08	1*2	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		<0.1	1*2	<0.1	1*2	
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		<0.0002	1*2	<0.0002	1*2	
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		<0.005	1*2	<0.005	1*2	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		<0.004	1*2	<0.004	1*2	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		<0.002	1*2	<0.002	1*2	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		<0.001	1*2	<0.001	1*2	
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		<0.001	1*2	<0.001	1*2	
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下		<0.001	1*2	<0.001	1*2	
基21	塩素酸	0.6mg/L以下		年4回	<0.06	4	0.15	4
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002		4	<0.002	4	
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	<0.006		4	0.012	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003		4	0.005	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01		4	<0.01	4	
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001		4	<0.001	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	<0.01		4	0.02	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003		4	0.004	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	<0.003		4	0.003	4	
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009		4	<0.009	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008		4	<0.008	4	

基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	年 4 回 ^{*2}	<0.1	1 ^{*2}	<0.1	1 ^{*2}
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		0.04	4	<0.02	1 ^{*2}
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		<0.03	12 ^{*4}	<0.03	12 ^{*4}
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		<0.1	1 ^{*2}	<0.1	1 ^{*2}
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	年 4 回 ^{*2}	13.7	1 ^{*2}	8.7	1 ^{*2}
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		<0.005	12 ^{*4}	<0.005	12 ^{*4}
基38	塩化物イオン	200mg/L 以下	年 12 回	11.2	12	8.6	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	年 4 回 ^{*2}	89.6	4	28.0	1 ^{*2}
基40	蒸発残留物	500mg/L 以下		163	4	64	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		<0.02	1 ^{*2}	<0.02	1 ^{*2}
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	発生時期に 月 1 回 ^{*3}	<0.000001	1 ^{*3}	<0.000001	1 ^{*3}
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下		<0.000001	1 ^{*3}	<0.000001	1 ^{*3}
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	年 4 回 ^{*2}	<0.002	1 ^{*2}	<0.002	1 ^{*2}
基45	フェノール類	0.005mg/L 以下		<0.0005	1 ^{*2}	<0.0005	1 ^{*2}
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	年 12 回	0.7	12	0.8	12
基47	pH値	5.8~8.6 ^{*2}		8.1	12	7.7	12
基48	味	異常でないこと		—	12	—	12
基49	臭気	異常でないこと		—	12	—	12
基50	色度	5 度以下		<0.5	12	<0.5	12
基51	濁度	2 度以下		<0.2	12	<0.2	12

- *1 過去3年間とは令和元年4月から令和4年3月の最高値を示します。
- *2 水道法施行規則第15条では、過去3年間の当該事項の検査結果がすべて基準値の10%以下の場合、検査頻度をおおむね3年に1回以上とすることが可能であるが、検査頻度を年1回とします。
また、同様に過去3年間の当該事項の検査結果がすべて基準値の20%以下の場合、検査頻度をおおむね1年に1回以上とすることが可能であるが、検査頻度を年4回とします。
- *3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、おおむね3年に1回程度に省略することができるが、検査頻度を年1回とします。
- *4 大阪府健康医療部環境衛生課長通知(平成29年3月6日付け環衛第2045号)に基づき、検査頻度を1ヶ月に1回とします。

表4 水質基準項目及び検査頻度（原水及び浄水）

No.	項目	基準値	検査頻度(回/年)				
			大森浄水場系①			大沢特設水道浄水場系④	
			各井戸 (地下水)	原水 (混合水)	浄水	原水 (表流水)	浄水
基01	一般細菌	100 集落以下/mL	1	4	12	4	12
基02	大腸菌	検出されないこと	1	4	12	4	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	1	1	1	1	1
基04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	1	1	1	1	1
基05	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	1	1	1	1	1
基06	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	1	1	1	1	1
基07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	1	1	4	1	1
基08	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	1	1	1	1	1
基09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	1	1	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	1	1	4	1	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	1	4	12	4	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	1	1	4	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	1	1	1	1	1
基14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1	1	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	1	1	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1	1	1	1	1
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1	1	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1	1	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1	1	1	1	1
基20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	1	1	1	1	1
基21	塩素酸	0.6mg/L 以下	—	—	4	—	4
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	—	—	4	—	4
基23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	—	—	4	—	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	—	—	4	—	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	—	—	4	—	4
基26	臭素酸	0.01mg/L 以下	—	—	4	—	4
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	—	—	4	—	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	—	—	4	—	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	—	—	4	—	4
基30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	—	—	4	—	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	—	—	4	—	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1	1	1	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	1	1	4	1	1
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	1	4	12	4	12
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	1	1	1	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	1	1	1	1	1
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	1	4	12	4	12
基38	塩化物イオン	200mg/L 以下	1	4	12	4	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	1	1	4	1	1
基40	蒸発残留物	500mg/L 以下	1	1	4	1	4
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	1	1	1	1	1
基42	ジェオスミン	0.0001mg/L 以下	0	1	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L 以下	0	1	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	1	1	1	1	1
基45	フェノール類	0.005mg/L 以下	1	1	1	1	1
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	1	4	12	4	12
基47	pH値	5.8~8.6	1	4	12	4	12
基48	味	異常でないこと	—	—	12	—	12
基49	臭気	異常でないこと	1	4	12	4	12
基50	色度	5度以下	1	4	12	4	12
基51	濁度	2度以下	1	4	12	4	12

表5 水質管理目標設定項目及び検査頻度

No.	項目	目標値	検査頻度(回/年)	
			大森浄水場系	大沢特設水道 浄水場系
			浄水①	浄水④
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
目02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下 (暫定)	1	1
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下 (暫定)	1	1
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1	1
目08	トルエン	0.4 mg/L 以下	1	1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1	1
目10	亜塩素酸 ^{*5}	0.6 mg/L 以下	0 ^{*5}	0 ^{*5}
目12	二酸化塩素 ^{*5}	0.6 mg/L 以下	0 ^{*5}	0 ^{*5}
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 (暫定)	1	1
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 (暫定)	1	1
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和が1以下	1	1
目16	残留塩素	1 mg/L 以下	12	12
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{*6}	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下	4	4
目18	マンガン及びその化合物 ^{*6}	0.01 mg/L 以下	12	12
目19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.03 mg/L 以下	1	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L 以下	1	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1	1
目23	臭気強度(TON)	3 以下	1	1
目24	蒸発残留物 ^{*6}	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下	4	4
目25	濁度 ^{*6}	1 度以下	12	12
目26	pH値 ^{*6}	7.5 程度	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0にする	1	1
目28	従属栄養細菌	2000 集落以下/mL (暫定)	1	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1	1
目30	アルミニウム及びその化合物 ^{*6}	0.1 mg/L 以下	4	1
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下(暫定)	1	1

*5 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

*6 水質基準項目と重複した項目です。

表6 その他の検査項目及び検査頻度

No.	項 目	大藪浄水場系		大沢浄水場系	
		原水①	浄水①	原水④	浄水④
1	クリプトスポリジウム指標菌 (嫌気性芽胞菌、大腸菌)	4	原水の検出状況 に応じて実施	4	原水の検出状況 に応じて実施
2	クリプトスポリジウム等	1	原水の検出状況 に応じて実施	1	原水の検出状況 に応じて実施
3	ダイオキシン類		1		

5 臨時の水質検査に関する事項

次に掲げる事象により水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、水源、浄水場や給水栓などから採水し、直ちに臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が発生したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の布設替等工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められたとき。

6 水質検査方法および実施機関 (表7、表8)

(1) 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号[最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号]）」で示された方法により行います。検査は、島本町上下水道部水質検査室(自己検査)及び大阪広域水道企業団水質管理センター（共同検査）において行います。

(2) 水質管理目標設定項目

「厚生労働省健康局水道課長通知（平成15年10月10日健水発第1010001号）[最終改正 令和4年3月31日薬生水発0331第1号]」及び「平成15年9月29日厚生労働省告示第318号[最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第133号]」で示された方法により行います。検査は、島本町上下水道部水質検査室(自己検査)及び大阪広域水道企業団水質管理センター（共同検査）において行います。

(3) その他の項目

クリプト検査項目については、大阪府茨木保健所、ダイオキシン類については大阪健康安全基盤研究所に委託します。

表7 水質検査方法（水質基準項目）

No.	項 目	水質検査方法*	検査体制
基01	一般細菌	標準寒天培地法	自己検査
基02	大腸菌	特定酵素基質培地法	自己検査
基03	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基04	水銀及びその化合物	還元気化 - 原子吸光光度法	共同検査
基05	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基06	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基07	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基08	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基09	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）法	自己検査
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ - ポストカラム吸光光度法	共同検査
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）法	自己検査
基12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ（陰イオン）法	自己検査
基13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基14	四塩化炭素	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基15	1,4-ジオキサン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基17	ジクロロメタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基18	テトラクロロエチレン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基19	トリクロロエチレン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基20	ベンゼン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法	自己検査
基22	クロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	共同検査
基23	クロロホルム	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基24	ジクロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	共同検査
基25	ジブロモクロロメタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基26	臭素酸	イオンクロマトグラフ - ポストカラム吸光光度法	共同検査
基27	総トリハロメタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基28	トリクロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	共同検査
基29	ブロモジクロロメタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基30	ブロモホルム	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出 - 誘導体化 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ（陽イオン）法	自己検査
基37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
基38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ（陰イオン）法	自己検査
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ（陽イオン）法	自己検査
基40	蒸発残留物	重量法	共同検査
基41	陰イオン界面活性剤	固相抽出 - 高速液体クロマトグラフ法	共同検査
基42	ジェオスミン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基43	2-メチルイソボルネオール	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基44	非イオン界面活性剤	固相抽出 - 高速液体クロマトグラフ法	共同検査
基45	フェノール類	固相抽出 - 誘導体化 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	燃焼触媒酸化法	自己検査
基47	pH値	ガラス電極法	自己検査
基48	味	官能法	自己検査
基49	臭気	官能法	自己検査
基50	色度	透過光測定法	自己検査
基51	濁度	積分球式光電光度法	自己検査

* 平成15年7月22日厚生労働省告示第261号（最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号）

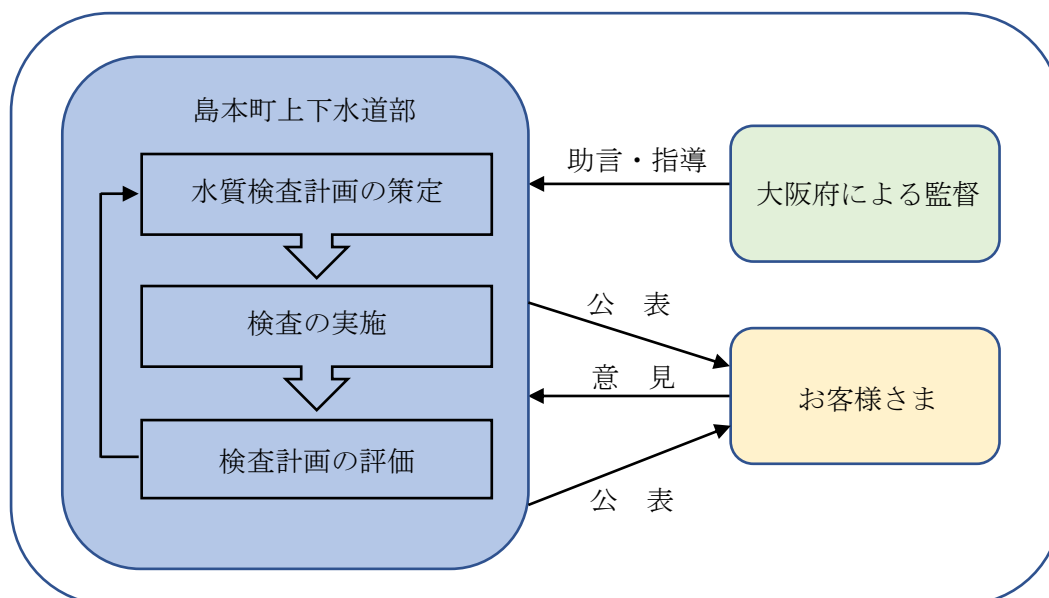
表8 水質検査方法（水質管理目標設定項目）

No.	項 目	水質検査方法*	検査体制
目 01	アンチモン及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	共同検査
目 02	ウラン及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	共同検査
目 03	ニッケル及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	共同検査
目 05	1,2-ジクロロエタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 08	トルエン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 10	亜塩素酸	—	
目 12	二酸化塩素	—	
目 13	ジクロロアセトニトリル	溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 14	抱水クロラール	溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 15	農薬類	固相抽出 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法 他	共同検査
目 16	残留塩素	ジエチル - p - フェニレンジアミン吸光光度法	自己検査
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ (陽イオン) 法	自己検査
目 18	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
目 19	遊離炭酸	滴定法	共同検査
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 21	メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 22	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	共同検査
目 23	臭気強度 (TON)	官能法	共同検査
目 24	蒸発残留物	重量法	共同検査
目 25	濁度	積分球式光電光度法	自己検査
目 26	pH 値	ガラス電極法	自己検査
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	計算法	共同検査
目 28	従属栄養細菌	R2A 寒天培地法	共同検査
目 29	1,1-ジクロロエチレン	パージトラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法	共同検査
目 30	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ - 質量分析法	自己検査
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	固相抽出 - 液体クロマトグラフ - 質量分析法	共同検査

* 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号 (最終改正 令和 4 年 3 月 31 日薬生水発 134 号)
平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号 (最終改正 令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 133 号)

7 水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画や水質検査結果については、島本町のホームページ及び上下水道部の窓口にて公表します。また、水質検査結果を基に、翌年の水質検査計画の見直しを行います。



8 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査の精度については、原則として、基準値及び目標値の10分の1の定量下限値を確保します。また、大阪府や大阪広域水道企業団で行う精度管理に参加することにより、技術水準の把握と精度管理状況の評価を行い、水質検査の精度向上と信頼性の確保に努めます。

9 関係者との連携

水道水で水質の異常があった場合は、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課及び各関係機関と連携して水質検査等を行い、影響の拡大を防ぐとともに速やかな復旧に努めます。

また、アクアネット大阪（大阪広域水道企業団と受水市町とのネットワーク）により、受水市町との間で、送水データ、貯水量、水質モニター等のプラント情報や水道用水供給事業における水質検査結果等の情報交換を行います。また、水質異常時などには、緊急伝文によって情報の共有を行います。

北大阪上水道協議会を構成する10事業体（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、大阪広域水道企業団豊能水道センター、能勢町）において、水質専門委員会を定期的に開催し、水質検査体制や検査精度等の維持または向上に努めます。

